

第1章 平塚市生物多様性に関する配慮指針の概要

1 背景

市では、市内に残されている貴重な自然環境や、そこに生息・生育している生きもの、そして生物多様性の現状を把握するために、令和元年（2019年）から令和3年（2021年）にかけて、市民団体「ひらつか生物多様性推進協議会」との協働事業で自然環境調査を実施し、その結果をまとめた「平塚市自然環境評価書」を、令和4年3月に発行しました。

令和5年3月には、「平塚市自然環境評価書」を基礎資料として、平塚市環境基本計画の生物多様性に関する部門計画「平塚市生物多様性保全アクションプラン（以下、アクションプラン）」を策定しました。

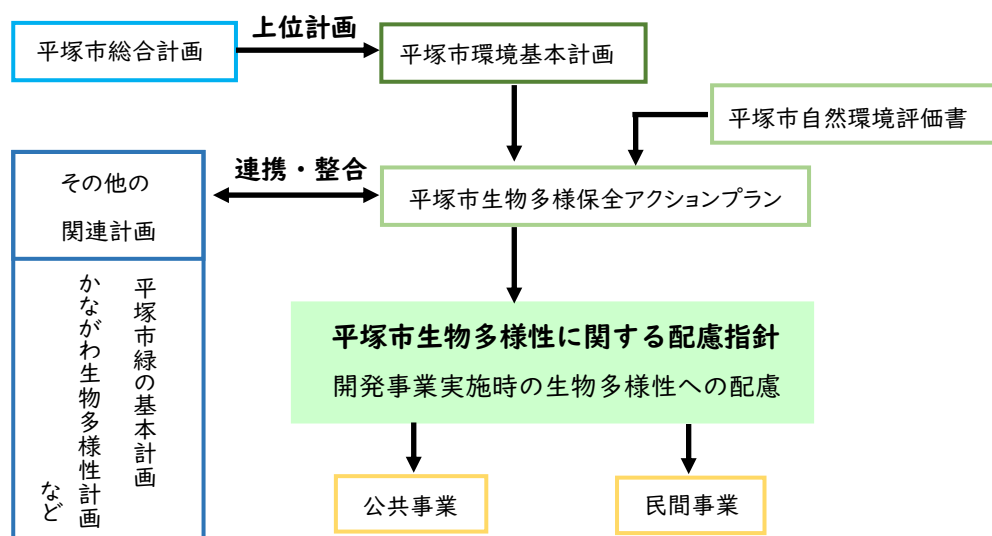
2 アクションプランの目的

アクションプランでは、「生きものの命をつないでいくまち ひらつか」を目指し、市民・事業者・行政が生物多様性の豊かさを後世に残していくために取るべき行動を示しています。

3 平塚市生物多様性に関する配慮指針の位置づけ

アクションプランでは、市内の特に生きものの生息・生育環境として重要な場所を「ひらつかの自然 重要10地区」と位置づけ、さらに、市の取り組みとして、生物多様性に関する配慮指針（以下、本指針）を整備すると規定しています。

そのことを受け、本指針では、市内全域を対象に市や事業者が実施する土地利用の変化を起こす開発事業などにおいて、自主的な生物多様性への配慮を促すための考え方を示します。



第2章 生物多様性への配慮の進め方

1 基本的な考え方

自然環境の中で新たな構造物をつくったり、土地利用の変化を起こしたりする開発事業などを実施する際には、「構想」「計画」「施工」「維持管理」の各段階において、生きものや生物多様性への影響を最小限にするための対策を検討する必要があります。

2 生物多様性に配慮した保全措置

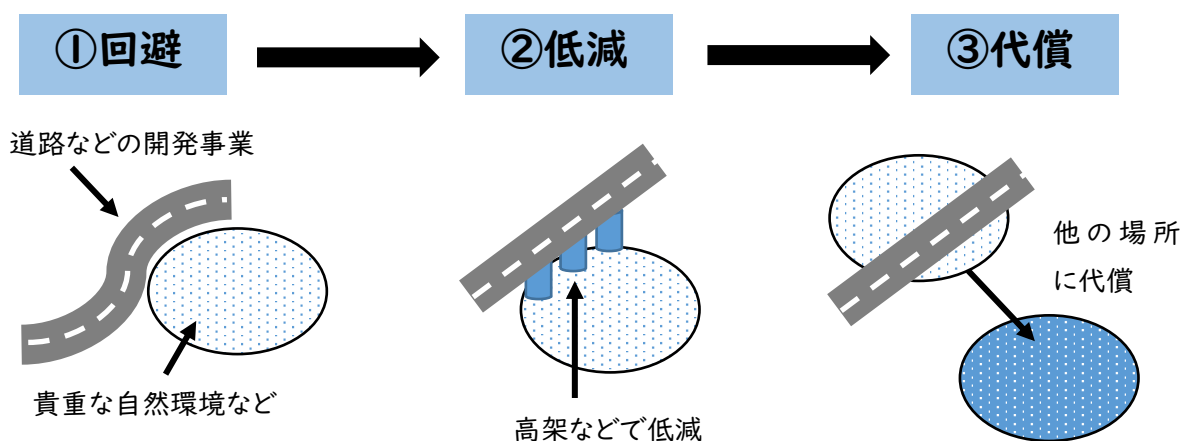
開発事業などにより生きものや生物多様性に影響を与えることが想定される場合に、何らかの具体的な措置によって影響を軽減することを「ミティゲーション」といい、「回避」「最小化」「修正」「軽減／消失」「代償」の五つの段階があります。「最小化」「修正」「軽減／消失」は、併せて「低減」と区分されることもあります。

生物多様性に配慮した保全措置を具体的に検討するにあたっては、最初に、想定される環境への影響を「回避」することを最優先に検討します。

「回避」することが困難と判断された場合、影響を「最小化」することを考え、そのうえで、やむを得ず損なわれてしまう場合は「修正」や「軽減／消失」といった緩和策を検討します。

「回避」が困難で、「最小化」「修正」「軽減／消失」だけでは影響を十分に避けることができないと判断された場合のみ、最後の手段として「代償」措置を検討することになります。

「代償」措置には、高度な知識や技術を要するだけでなく、不確定な部分も伴うことから、安易に選択せず、「回避」及び「最小化」「修正」「軽減／消失」の措置を十分に検討することが重要です。



回避、低減及び代償の考え方

区分	考え方
回避	行為（要因となる事業における行為）の全体または一部を実施しないことによって、影響を回避する、発生させないこと。 重大な影響を受けると予想される環境要素から、影響要因を遠ざけることによって、影響を発生させないことも回避といえる。 【例】 事業の中止、事業を実施する区域やルートの変更など。
低減	低減には「最小化」「修正」「軽減／消失」といった保全措置が含まれる。 「最小化」とは、行為の実施の程度又は規模を制限することによって、影響を最小化すること。 「修正」とは、影響を受けた環境そのものを修復、再生または回復することにより影響を修正すること。 「軽減／消失」とは、行為の実施期間中に、環境の保護や維持管理を行うことで、時間を経て生じる影響を軽減又は消失させること。 【例】 工事工程の変更、施設構造の変更、防音壁の設置、改変場所の緑化など。
代償	損なわれる環境要素と同様の環境要素を創出することにより、損なわれる環境要素が持つ、生物多様性保全の観点からの価値を代償すること。 【例】 保全対象の移植、新たな生息地の創出など。

高

検討の優先順位

低

「環境影響評価における生物多様性保全に関する 参考事例集」（平成 29 年 環境省）をもとに作成

3 事業の各段階における配慮の考え方と検討事項

事業の段階を「構想」「計画」「施工」「維持管理」の4段階に分けて、それぞれの時点での配慮の考え方を示します。

(1) 構想段階

事業の早い段階で、地域の自然環境の特性を把握し、保全措置について方向性や配慮事項を検討する必要があります。

- ・「平塚市自然環境評価書」や「レッドデータブック」、「レッドリスト」などの文献を参考に、地域の特性を把握するとともに、規制なども確認します。
- ・必要に応じて、現地調査を行います。
- ・調査から得られた情報と事業の構想を重ね合わせ、生物多様性へどのような影響を与える可能性があるかを把握します。

把握する方法	内容	把握する事項
既存資料の調査	把握したい内容について、資料の所管や関連する法の規制状況などを確認する。	・環境上どのような施策が実施されているか（保護地区の指定など）
専門家や市民活動団体からの意見収集	現地の情報に詳しい専門家や市民活動団体の情報を積極的に収集し、地域環境への配慮に反映させる。	・生息・生育している生きものや、その環境に、保全すべき対象があるかどうか
現地調査	事業により影響を受ける可能性のある生きものの生息・生育環境の把握や生物多様性保全へ配慮すべき点などを意識し、現地を調査する。	・生態系ネットワーク上、どのような位置付けになっているか

環境に関する情報の取得先

把握したい内容	資料名	所管部署
自然環境保全地域の指定	神奈川県自然環境保全地域の指定状況 (市内では「平塚高麗山」が指定)	神奈川県自然環境保全課  https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f10578/p34320.html
平塚市の生物多様性の現状	平塚市自然環境評価書	平塚市環境保全課  https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyo/page64_00006.html
レッドデータ種の分布状況	レッドデータブック・レッドリスト	環境省 レッドデータブック・レッドリスト  https://ikilog.biodic.go.jp/Rdb/booklist
		神奈川県自然環境保全課 レッドデータブック 植物編  https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f12655/p1197000.html レッドデータ生物調査報告書(県立生命の星・地球博物館)  https://nh.kanagawa-museum.jp/research/reddata2006/index.html
野生鳥獣の保護	鳥獣保護制度の概要	神奈川県自然環境保全課  https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f986/p10096.html
	鳥獣保護区など位置図	神奈川県自然環境保全課  https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/faq/p3320.html
外来生物	特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律 (外来生物法)	環境省  https://www.env.go.jp/nature/intro/lla/index.html

	神奈川県における外来種対策	神奈川県自然環境保全課  https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/fl2655/pl186627.html
	平塚市の外来種のページ	平塚市環境保全課  https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyo/page-c_01312.html
生物多様性に関する施策	平塚市環境基本計画	平塚市環境政策課  https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyo/page67_00003.html
	平塚市生物多様性保全アクションプラン	平塚市環境保全課  https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyo/page64_00043.html
	自然共生サイト	環境省  https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/nintei/2023second.html

規制などの確認事項

項目	根拠法令など	所管部署	確認事項など
国内希少野生動植物などが確認される場合	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法)	環境省  https://www.env.go.jp/nature/kisho/hozen/hozonho.html	指定されている種
自然環境保全地域に指定されている場合	神奈川県自然環境保全条例	神奈川県自然環境保全課  https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/todokede.html	届出
保安林などに指定されている場合	森林法	(保安林での伐採など) 神奈川県 湘南地域県政総合センター  https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ph7/cnt/f219/p611443.html (伐採及び伐採後の造林の届出書) 平塚市 農水産課  https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/nosui/page34_00005.html	許可又は届出

(2) 計画段階

構想段階での影響の検討結果に基づき、生物多様性保全への配慮事項を抽出し、目標を定め、具体的な方法を検討します。

- ・影響の回避を最優先。やむを得ない場合に、低減措置、代償措置を検討し、決定します。
- ・地域の自然環境特性に応じて、広域的な視点で生態系の連続性を考慮します。
- ・事業地周辺の生きものの生態に応じ、繁殖時期を避けるなど、工事期間にも配慮します。
- ・配慮を効果的にするために、複数案の比較や、経験豊富な市民活動団体、専門家の助言を得るなどし、施工後の維持管理やモニタリングの方法などを決定します。
- ・この段階までに、配慮事項の一覧(チェックシート)を作成します。

自然環境アドバイザー派遣制度をご利用ください

市では、令和5年から、「自然環境アドバイザー派遣制度」を実施しています。事業実施地の自然環境について、これまでの自然環境調査の経験などをもとにアドバイスを行うほか、現地調査のサポートなどを行います。

詳しくは、環境保全課のウェブページで確認できます。

市ウェブページ「自然環境アドバイザーを派遣します」

https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyo/page64_00066.html



(3) 施工段階

事業の施工段階では、構想・計画段階で検討した具体的な方法で、生物多様性に配慮した事業を実施します。

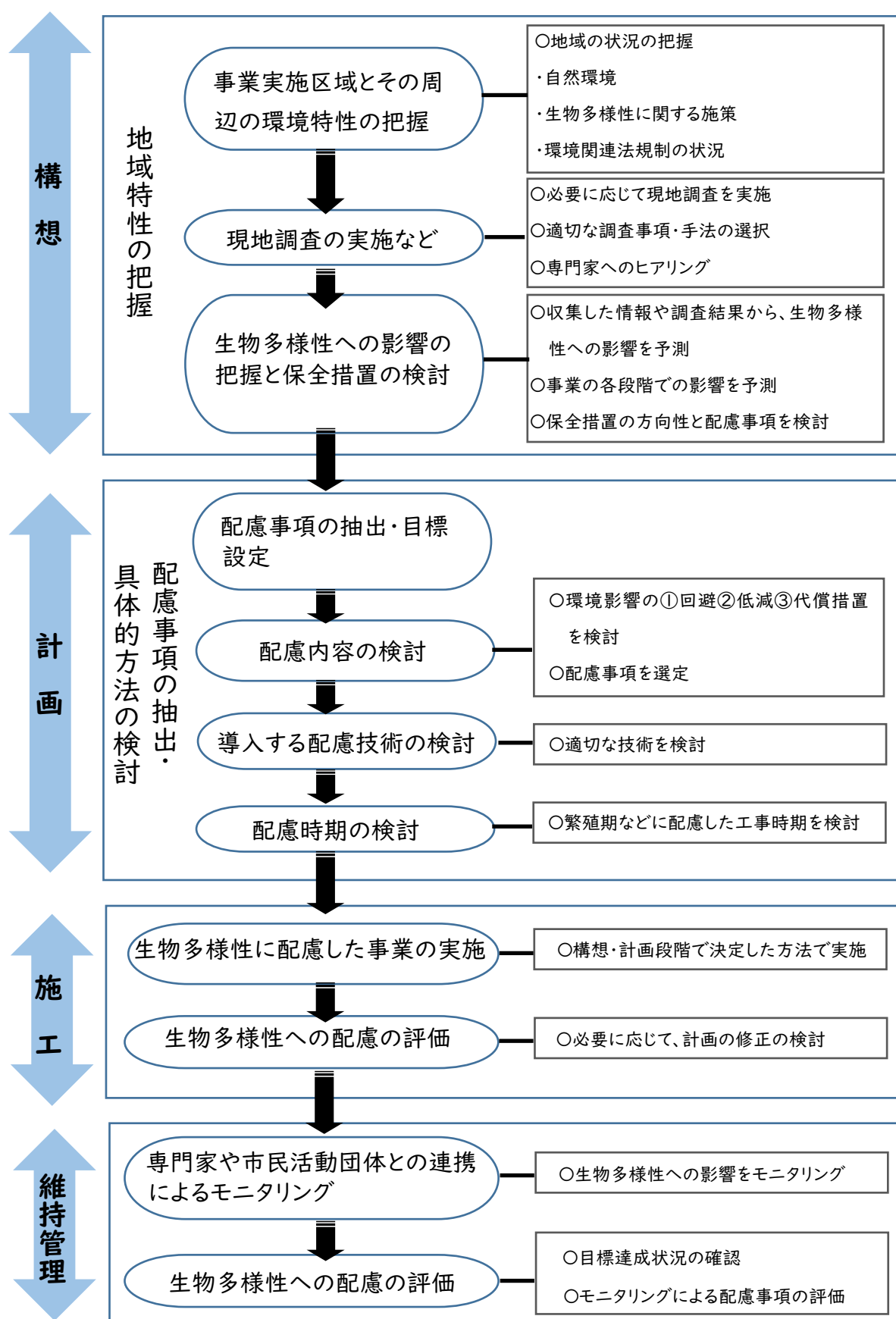
- ・生態系はさまざまな要素が絡み合って成立しているため、生物多様性への配慮は多くの不確実性を伴います。
- ・そのため、構想段階や計画段階では想定していなかった事態が発生することをあらかじめ考慮し、必要に応じて、計画の修正を検討するなど、柔軟に対応します。

(4) 維持管理段階

事業実施後には、保全措置の目標達成状況を確認するとともに、生物多様性への影響についてモニタリングを行い、実施した配慮が適切であったか、検討・評価を行います。

- ・モニタリングにより、配慮事項の改善が必要と判断される場合は、専門家の意見を聴き、さらなる対策を検討、実施します。
- ・実施した生物多様性への配慮が適切であったと判断された場合は、得られた情報を他の同種事業へ反映させることも重要です。

生物多様性への配慮の事業全体の流れ



4 生物多様性への配慮の視点

生物多様性への配慮では、生物多様性の3つのレベルに応じて、検討・実施する必要があります。

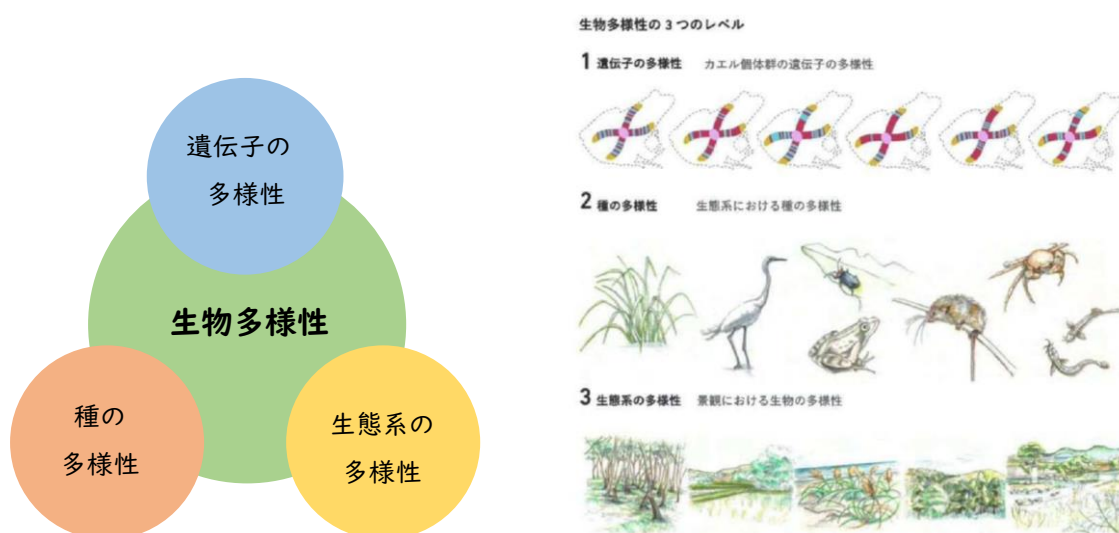
(1) 生物多様性とは

生物多様性とは、地域を特徴付ける自然があり、その環境ごとに特有の生きものがいること、そしてそれぞれの生きものがつながっていることです。

つまり「生きものの個性とつながり」と表現することができ、次の3つのレベルがあるとされています。

1. 遺伝子の多様性 同じ種類でも、遺伝子レベルでの違いがあり、個性豊かであることです。
2. 種の多様性 動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生きものがいること、生きものの種類が多いことです。
3. 生態系の多様性 森林や草地、河川、湿地、干潟など、さまざまなタイプの自然環境があることです。

この3つのレベルは、それぞれが独立したものではなく、互いに相補的に存在しているため、それぞれの配慮の視点も重なる部分があります。



生物多様性のイメージ

(2) 遺伝子の多様性への配慮の視点

たとえ日本国内でも、他の地域から動植物を持ち込むと、その地域固有の遺伝子を攪乱することになり、地域固有の遺伝的系統が失われ、遺伝子の多様性も失われます。

また、野生生物の生息・生育環境が失われたり、分断されたりすることで、将来、多くの地域固有の遺伝的特性を持った種の地域集団が、絶滅の危機に直面する可能性があります。

①遺伝子攪乱要素の排除

種の保全を目的とした移植を行う場合は、地域固有の遺伝的系統に留意します。

外来種を持ち込まない、既に侵入しているものは除去するなどの配慮を行います。

配慮の例
・種の保全を目的とした移植を行う場合は、地域固有の遺伝的系統に留意した動植物(平塚市産)を優先的に使用する。
・植栽などの緑化には、在来種を用いる。
・土木、建設機械類や靴底の清掃を徹底するなどし、事業地への意図しない外来種の持ち込みを防止する。

②野生動物の移動ルートの確保

動物は、個々に一定の範囲の行動圏を持っています。この行動圏が、構造物などによって分断・縮小されると、生息場所が細分化され、遺伝子の多様性が低下するなどの影響が生じます。

動物の遺伝的交流を阻害せず、維持するために、移動ルートを確保するよう、配慮します。

配慮の例
・動物の生息地や移動ルートを改変しない計画を立てる
・水路などの構造物は、側溝など、小動物の移動・脱出ルートを確保する。

(3) 種の多様性への配慮の視点

生きものの、生息・生育環境を変化・減少・分断することで、個体群の間での交流が途絶え、繁殖力が低下するなどして、絶滅の危機の直面する種が増加する恐れがあります。

①希少な動植物の保全

希少な動植物はその数が少なく、生息・生育環境が局所的で孤立しているなどの特徴があります。また、生息・生育密度が低く、環境の変化に弱い種であることも多く、個体数の減少や環境条件の悪化を招かないように配慮する必要があります。

配慮の例
・モニタリングを実施し、生息・生育している種を把握する。 ・希少な動植物の生息・生育地は保全する。 ・生息・生育環境の改変を最小限に留めるルートや範囲の選定、工法、構造を採用する。

②多様な緑地・水辺環境などの保全・創出

地域の生きものの生活の場となる多様な緑地の保全に配慮する必要があります。また、水辺は魚類をはじめ、多くの水生生物や鳥類などの生息域となっているだけでなく、陸上動物が水を飲みに来るなど、重要な生息環境です。

そのため、緑地や水辺環境の保全、新たな緑地やエコトーン（質の異なる環境の移行帯）※の創出などに配慮します。

配慮の例
・樹木の植栽により緑地を創出する ・水域と陸域、異なる水域間での連続性を確保する

※樹林地と草原、河川やため池の岸边、海岸など、異なる環境が接している場所をエコトーンと呼び、多様な生きものが豊富にみられる場所となっています。

③騒音などの環境影響要因の排除

開発や人間の活動は、騒音や振動、光害など、野生動物にさまざまな影響を与えています。

環境影響要因をできるだけ排除する、動物の繁殖期を避けるなどの配慮が必要です。

配慮の例
・騒音、振動や光害の影響に配慮する。 ・野生生物の繁殖期や集団渡来時期に配慮した工事内容とする。 ・自然環境への影響期間を短縮する。

(4)生態系の多様性への配慮の視点

生態系は、多くの生物種が複雑に関わり合いながら成り立っているため、開発などの人間の活動が、生態系や景観の単純化、規模の縮小や分断化、地域間の生物のネットワークの分断を招く恐れがあります。

①生きものの生息・生育空間の確保

森林や里地、農地、河川など異なる自然環境がある中で、生きものは、生息している場所の環境に順応し、繁殖を繰り返します。

事業を実施する場所の選定や適正な施設の配置、最小限の土地改変などに配慮し、生きものの生息・生育空間を確保します。

配慮の例
・貴重な地形、地質はその形態が失われないようにする。 ・生きものの生息・生育環境を保全する。 ・貴重な生態系を有する、樹林や湿地などを保全する。

②生きものの生息・生育空間の回復・創出

生きものの生息・生育環境の確保に配慮したとしても、工事などを行うと、自然の不確定性により、少なからず自然環境が失われる場合や、残された環境も変化し、生態系へ影響を及ぼす場合があります。

改変してしまった環境の復元や、新たに生きものの生息・生育環境を整えるなど、空間の回復・創出に配慮します。

配慮の例
・工事に伴って、改変した自然環境を復元する。 ・エコトーン（質の異なる環境の移行帯）を創出する。

③生きものの生息・生育空間のネットワーク化

野生動物の移動経路を設置したり、環境を生態的につなぐコリドー（回廊）を配置したりするなど、生息・生育空間のネットワーク化に配慮します。

配慮の例
・野生動物の移動経路を設置する。 ・コリドー（回廊）として、道路法面の緑化などにより、緑地の連続性を確保したり、水域（河川）の連続性を確保したりする。 ・建物には壁面及び屋上の緑化を行う。

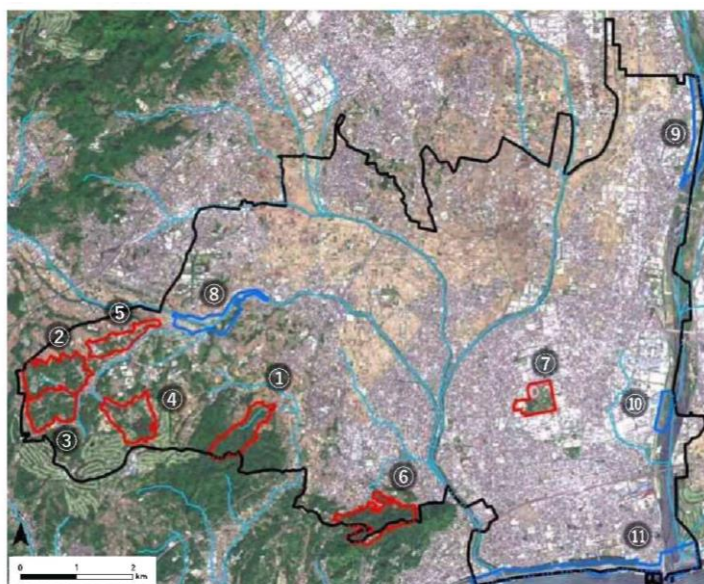
5 注目すべき場所

市内に残る自然環境の中でも、令和元年度～3年度に自然環境調査を実施した、里地里山の環境が残されている6地区、市内の主要な河川の3地区、特徴的な環境である海岸地区の計10地区は、特に生きものの生息・生育環境としても重要であることから、「ひらつかの自然重要10地区」として、地域ごとの自然環境の特性を活かしながら、生物多様性へ配慮した行動を推進します。

自然環境調査の調査エリアと「ひらつかの自然 重要10地区」

陸域（里地里山）	
調査エリア名	重要 10地区
①上吉沢地区	●
②土屋霊園周辺	●
③愛宕裏地区	●
④びわ青少年の家周辺	●
⑤土屋里山体験フィールド周辺	●
⑥高麗山地区	●
⑦総合公園	

水域（河川・海岸）	
調査エリア名	重要 10地区
⑧金目川地区	●
⑨相模川（寒川取水堰周辺）	●
⑩相模川（馬入水辺の楽校周辺）	●
⑪海岸地区	●



調査エリア位置図

（「平塚市生物多様性保全アクションプラン」より）

6 生物多様性配慮チェックシート

生物多様性への配慮は、その内容を事業者自らが把握することが、最も重要です。

そこで、生物多様性への配慮の状況をチェックシートなどにより確認し、生物多様性保全措置の改善などに努めてください。参考に、生物多様性への配慮を踏まえて作成した様式を掲載しますが、前述のとおり、求められる配慮は、それぞれ異なります。必要に応じて、配慮事項の追加、変更などを行ったうえで、活用してください。